

事務連絡
令和3年1月4日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業
に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。」こととされているところです。

これを踏まえ、国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）第2号様式中、申請者の氏名欄における「印」及び注を削る等の改正を行いましたので、周知します。

なお、今回の改正による旅行業法関連手続への影響はありません。